

議第 1 3 3 号 呉市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

1 廃止の趣旨

呉市奨学資金の貸付けに類似する制度として、ひとり親家庭の子どもの進学への支援及びひとり親の技能習得を支援する資金貸付けである、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）の規定に基づく「母子・父子・寡婦福祉資金」の貸付けがあります。

貸付相談時には、貸付金額や進学先の範囲等が呉市奨学資金の貸付けに比べて有利な「母子・父子・寡婦福祉資金」の貸付けを案内していることから、呉市奨学資金については、平成 2 1 年度の貸付けを最後に貸付実績がなく、今後も貸付けの見込みはありません。

この度、呉市奨学資金に係る貸付金が全て償還されたため、呉市奨学資金貸付基金（以下「基金」といいます。）を廃止するものです。

2 基金の概要等

(1) 基金の概要

母子家庭及び寡婦家庭（以下「母子家庭等」といいます。）の児童等の就学への道を開くとともに、母子家庭の母の技能習得を支援することにより、母子家庭等の生活の安定と向上を図ることを目的に、昭和 3 3 年に「水野奨学資金積立条例」を制定しました。その後、昭和 3 9 年に同条例を廃止し、「呉市奨学資金貸付基金条例」を制定しました。

(2) 基金の現在高（令和 6 年 1 0 月 3 1 日時点）

2 7, 2 2 7, 8 4 0 円（利子を含む。）

3 施行期日

令和 7 年 3 月 2 5 日